こうずみ　メープル（グループホーム）　運営規程

（目的）

第１条　社会福祉法人　小樽四ツ葉学園が開設するグループホーム　こうずみメープル（以下「事業所」という。）が行う共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が障害者に対し、適正な障害者地域生活支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の従業者は、事業を行うに当たっては、利用者の可能な限りそのグループホームにおいて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう　に支援し食事等の提供、その他日常生活上の世話、助言を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の意志を充分に活かし得るよう配慮を図る事を目指すものとする。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の医療機関、保健所、バックアップ施設との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　こうずみ　メープル

（２）所在地　余市郡余市町富沢町３丁目４７番地

（共同生活住居の状況）

第４条　事業所内における共同生活住居は次のとおりとする。

（１）こうずみ メープル	余市郡余市町富沢町３丁目４７番地	定員	７名
（２）こうずみ ポプラ	余市郡余市町富沢町３丁目４７番地	定員	１０名
（３）こうずみ さくら	余市郡余市町富沢町４丁目９１番地	定員	４名
（４）こうずみ ひのき	余市郡余市町沢町３丁目２９番地	定員	４名
（５）こうずみ けやき	余市郡余市町富沢町３丁目４７番地	定員	７名
（６）こうずみ オリーブ	余市郡余市町富沢３丁目２３番３６号	定員	４名

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第５条　グループホームに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

（１）管理者　１人　（常勤・兼務　１人）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

（２）世話人　14 人　（非常勤・専従　14 人）
世話人は世話人として勤務し、食事の提供、日常生活に関わる援助・助言・金銭出納に関する援助、健康管理等を行う。

（３）生活支援員　14 人　（常勤・兼務２人、常勤・専従２人、非常勤・専従 10 人）
生活支援員は、支援計画に基づき日常生活の援助・助言等の支援の実施に従事する。

（４）サービス管理責任者　１人　（常勤・兼務　１人）（利用者 30：１）
サービス管理責任者は、共同生活介護計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員への技術指導と助言等を行う。

（利用定員）
第６条　事業者が行う共同生活援助事業の利用定員は３６名を限度とする。

（事業の提供内容）
第７条　事業の提供内容は次のとおりとする。
（１）　利用者に対して個室の提供
（２）　食事などの日常生活上のお世話及び生活に必要と思われるサービスを提供
（３）　必要な健康管理及び処置
（４）　利用者、家族などの連絡相談に対する助言等の援助
（５）　日常生活場面における相談・助言、余暇活動や地域との交流など必要とする援助

（共同生活援助計画書の作成）
第８条　事業者は事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等の状況を充分把握し、個別に共同生活介護計画書を作成する。
２　共同生活援助計画書の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
３　利用者に対し、地域生活支援を提供するとともに、継続的なサービスを提供するとともに、継続的なサービス管理（記録等）と質の評価を行い、常にその改善を図る。

（利用者からの受領する費用の額）
第９条　事業者がサービスを提供した場合の利用料の額は、利用者の障害の程度に応じて厚生労働省が定める区分に従い、市町村長が定める基準により算定した定率負担額とする。
また、利用者が生活保護受給者あるいは市町村民税非課税世帯の者で市町村から家賃の一部を特定障害者特別給付費として支給される場合は、その額を控除した額とする。
２　共同生活援助事業において提供される便宜のうち、それに係る費用などの実費として、重要事項説明書で説明された次の金額の支払いを受けるものとする。
・居住費（１ヵ月）　　８，０００円
・食費（１ヵ月）　　１７，０００円
・光熱水費（１ヵ月）　１０，０００円
３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名、捺印）を受け支払いを受けた場合は、領収書を利用者に交付する。

（共同生活援助事業利用者に当たっての留意事項）
第10条　18歳以上の知的障害者であること。
２　共同生活を送ることに支障がない程度に身辺自立ができていること。
３　日常生活を維持するに足りる収入があること。
４　良好な人間関係が保てること。
５　入居を希望する利用者本人と、運営主体の法人との私的契約であること。

（緊急時等における対応方法）

第11条　地域生活支援の提供中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時対応の処遇を行うとともに、速やかに主治医及び家族に連絡をし、適切な処置を行うこととする。

2　世話人等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者に報告をしなければならない。

（非常災害対策）

第12条　事業所は、火災等の非常災害に備え、日常より防災に配慮するとともに、余市幸住学園消防防災計画に従い、防災教育、防災訓練を実施する。

（損害賠償）

第13条　利用者に対する共同生活介護の提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2　前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第14条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）　人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
（2）　成年後見制度の利用支援
（3）　苦情解決体制の整備
（4）　虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
（5）　その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2　職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

（1）　殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
（2）合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
（3）　廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
（4）　強引に引きずるようにして連れて行く行為。
（5）　食事を与えないこと。
（6）　利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
（7）　乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
（8）　施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
（9）　性的な嫌がらせをすること。
(10)　当該利用者を無視すること。
(11)　利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること

（その他運営に関する重要事項）

第15条　事業所は、利用者に対し適切な指定共同生活援助を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2　世話人は法人と業務委託契約を結んだ私人である。
3　運営主体とバックアップ施設は一体で、余市幸住学園が行う。
4　世話人の資質の向上を図るための研修の機会を設ける。

5　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
6　従業者であった者に、業務上知り得たその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
7　この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、社会福祉法人小樽四ツ葉学園と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（雑則）
第16条　この規定に定めるものの他、実施にあたっての細部について必要な事項は法人理事長が別に定める。

（改正）
第17条　この規定の改正は、法人理事会の議決により行う。

附則
この規程は平成１８年１０月　１日より施行する。
この規程は平成２２年　４月　１日より施行する。
この規程は平成２３年　１月　１日より施行する。
この規程は平成２３年１０月　１日より施行する。
この規程は平成２４年１０月　１日より施行する。
この規定は平成２４年１２月　１日より施行する。
この規定は平成２６年　４月　１日より施行する。
この規定は平成２６年　６月　１日より施行する。
この規定は平成２７年　４月　１日より施行する。
この規定は平成２８年　４月　１日より施行する。
この規定は平成２９年　４月　１日より施行する。
この規定は平成３０年　４月　１日より施行する。
この規定は令和　６年　９月　１日より施行する。